

## 令和 8 年度

## 男女共同参画推進事業（重点項目）（案）

「男女共同参画プラン・ふくつ」に基づく参画促進施策について、次の3つを重点項目に掲げ、事業を進めます。

## ①「男女がともに歩むまちづくり」に向けた啓発の推進

令和7年度に実施した「市民意識調査」では、女性の生きづらさの理由として「家族の世話をすることを当然と思われる」「結婚や子育てなどで仕事や生き方を自由に選べない」、一方男性も「家族を養う経済力」や「仕事を優先することを当然と思われる」などが上位を占める結果となりました。

これら固定的な性別役割分担圧力が、心身の健康を妨げて生きづらさに繋がっている可能性が高いため、広報紙やホームページ等を通じた周知活動のほか、主催事業や出前講座などの機会を通じて、「男女がともに歩むまちづくり」の啓発を進めます。

## 男女がともに歩むまちづくり基本条例に基づく啓発冊子等の活用 施策No.1

## &lt;男女共同参画推進室&gt;

主催事業や出前講座などの機会を通じて、冊子を啓発資料として活用し、条例について説明を行い、周知を図ります。その際、男女共同参画に関わる新たな課題等があれば、随時追加して伝えていきます。

## 男女共同参画宣言都市関連事業の充実 施策No.2

## &lt;男女共同参画推進室&gt;

福津市が、男女共同参画都市であることを宣言し男女共同参画推進月間である9月に、今年も講演会を開催します。その他、他部署と連携のもと、「男女がともに歩む一行詩」の表彰や、「男女がともに歩むまちづくり推進モデル」の推奨などを実施し、「男女共同参画宣言都市・ふくつ」を市民に周知します。

## 広報やホームページによる啓発の充実 施策No.4

## &lt;男女共同参画推進室&gt;

男女共同参画に関する事業や情報を広報紙やホームページ、市公式LINE等に掲載し、多くのかたに見ていただき、かつ、誰もが理解しやすく、関心を持っていただけるような情報発信を行います。

## 地域への意識啓発の充実 施策No.7

## &lt;男女共同参画推進室・郷育推進課&gt;

男女がともに歩むまちづくりをテーマに親しみやすい講座等を開設し、地域や市民グループ・団体に受講を呼びかけます。また、「男女共同参画地域推進員」を通じ、各郷づくり推進協議会に講座の開催を働きかけます。

## ② 暴力や虐待を許さない環境づくりの推進

近年、ドメスティック・バイオレンス等の被害の増加や深刻化が懸念されています。市ではあらゆる暴力を重大な人権侵害として認識し、暴力を許さない社会をつくるための意識啓発を進めます。

また、関係課で構成される「DV等支援措置連絡会議」を設置し、関係機関との連携のもと、被害者の保護や自立支援に迅速に対応するとともに、誰もが安心して相談できるよう相談体制の充実を図ります。

### DV防止に向けた啓発促進 施策No.58

#### <男女共同参画推進室・人権政策課・学校教育課>

若い世代に対し、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもさせないために、学校における交際相手からの暴力（デートDV）防止に関する出前講座の実施など、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進します。

### 被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供 施策No.59

#### <男女共同参画推進室・市民課・福祉課・高齢者サービス課・こども課>

DVや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるように関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。

### 被害者の保護・自立支援に向けた体制の充実 施策No.60

#### <男女共同参画推進室>

関係課で構成する「DV等支援措置関係課長連絡会議」や「DV等相談窓口担当者会議」を設置し、定期的な情報交換を行い、DV等支援措置制度の説明等を行います。

## ③ 次期プラン策定に向けた情報収集および関係機関との連携強化

次期プラン策定のため、旧プランを見直し社会情勢に即した計画を策定します。そのため、庁舎内外との連携の強化を図りながら関係機関からの助言を踏まえ、市民にとって有益な計画になるよう進めていきます。

### プランの策定・見直し 施策No.89

#### <男女共同参画推進室>

プランの進捗状況及び住民意識調査の結果等を踏まえプランを見直し、社会情勢に即した計画を策定します。